

平成21年6月第16回互理町議会定例会会議録（第4号）

○ 平成21年6月11日第16回互理町議会定例会は、互理町議会議事堂に招集された。

○ 応招議員（20名）

1 番	小野 一雄	2 番	熊澤 勇
3 番	鞠子 幸則	4 番	相澤 久美子
5 番	渡邊 健一	6 番	高野 孝一
7 番	穴戸 秀正	8 番	安藤 美重子
9 番	鈴木 高行	10番	平間 竹夫
11番	佐藤 アヤ	12番	佐藤 實
13番	山本 久人	14番	熊田 芳子
15番	安田 重行	16番	永浜 紀次
17番	高野 進	18番	島田 金一
19番	安細 隆之	20番	岩佐 信一

○ 不応招議員（0名）

○ 出席議員（20名） 応招議員に同じ

○ 欠席議員（ 0名） 不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

町 長	齋 藤 邦 男	副 町 長	齋 藤 貞
総務課長	森 忠 則	企画財政課長	佐 藤 仁 志
税務課長	日 下 初 夫	保健福祉課長	佐 藤 浄
町民生活課長	安 喰 和 子	産業観光課長	東 常太郎
わたり温泉鳥の海所長	作 間 行 雄	都市建設課長	古 積 敏 男
上下水道課長	清 野 博 文	会計管理者兼会計課長	齋 藤 良 一
農業委員会事務局長	東 常太郎	教育長	鈴 木 光 範
学務課長	遠 藤 敏 男	生涯学習課長	佐々木利久
代表監査委員	齋 藤 功		

○ 事務局より出席した者の職氏名

事務局長	佐 藤 正 司	庶務班長	牛 坂 昌 浩
書記	佐 藤 義 行		

議事日程第4号

〔議事日程表末尾掲載〕

本日の会議に付した案件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 報告第 1 号 繰越明許費繰越計算書について（平成 20 年度亙理町一般会計予算）
- 日程第 3 報告第 2 号 繰越明許費繰越計算書について（平成 20 年度亙理町後期高齢者医療特別会計予算）
- 日程第 4 議案第 4 3 号 亙理町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第 4 4 号 亙理町財政調整基金条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第 4 5 号 亙理町国民健康保険事業財政調整基金条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第 4 6 号 宮城県母子・父子家庭医療費助成事業補助交付金要綱等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例
- 日程第 8 議案第 4 7 号 わたり温泉鳥の海設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第 4 8 号 工事請負契約の締結について（平成 21 年度 亙理町中央児童センター建設工事）
- 日程第 10 議案第 4 9 号 平成 21 年度亙理町一般会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 11 議案第 5 0 号 平成 21 年度わたり温泉鳥の海特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 12 議案第 5 1 号 宮城県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 日程第 13 議案第 5 2 号 宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合を組織する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合規約の変更について
- 日程第 14 議案第 5 3 号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会を共同で設置する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の変更について

日程第15 議案第54号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会
を共同で設置する地方公共団体の数の減少及び宮
城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共
同設置規約の変更について

日程第16 議案第55号 宮城県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公
共団体の数の減少及び宮城県後期高齢者医療広域
連合規約の変更について

日程第17 議案第56号 宮城県市町村自治振興センターを組織する地方公
共団体の数の減少について

日程第18 委員会の閉会中の継続調査申出について

日程第19 委員会の閉会中の先進地調査申出について

午前9時57分 開議

議長（岩佐信一君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

なお、昨日に引き続き暑い方は上着をはずしてください。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（岩佐信一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、7番 宍戸秀正議員、8番
安藤美重子議員を指名いたします。

日程第2 報告第1号 繰越明許費繰越計算書について（平成20年度
亘理町一般会計予算）

議長（岩佐信一君） 日程第2、報告第1号 繰越明許費繰越計算書について件を議題

といたします。

〔議案末尾掲載〕

議長（岩佐信一君） 当局から提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐藤仁志君） それでは、議案書1ページをお開きいただきたいと思いません。

報告第1号 繰越明許費繰越計算書について

平成20年度亘理町一般会計予算の繰越明許費は、次のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。

詳細について、資料に基づきましてご説明申し上げます。

2款総務費、事業名施設案内板改修事業。金額が1,200万円、翌年度繰越額が1,200万円、財源については国庫支出金。

同じく、定額給付金交付事業5億7,024万3,000円、翌年度繰越額が5億6,202万7,000円、財源内訳については既収入特定財源が287万8,000円、あと国庫支出金の未収の特定財源が5億5,914万9,000円。

次に3款民生費、事業名が後期高齢者医療制度改正対応システム改修事業597万1,000円、翌年度繰越が同じく597万1,000円、財源については国庫支出金が597万1,000円の未収入特定財源であります。

同じく、子育て応援特別手当交付事業1,925万2,000円、翌年度繰越額が1,893万4,000円、既収入特定財源が28万8,000円、国庫支出金の未収特定財源が1,864万6,000円でございます。

次に、6款農林水産業費、大畑浜南地区東新堀排水路改修事業300万円、同じく翌年度繰越額300万円、財源については国庫支出金300万円でございます。

同じく、農業施設維持管理対策事業700万円、翌年度繰越額700万円、700万円の国庫支出金でございます。

同じく、海浜の森橋梁改修事業300万円、翌年度繰越額300万円、財源については国庫支出金300万円でございます。

次に、7款商工費プレミアムさざんか商品券発行事業70万円、翌年度繰越額70万円、財源については一般財源70万円でございます。

同じく亘理中央地区工業団地整備事業7,490万円、翌年度繰越額も同額の7,490

万円、財源については国庫支出金の7,490万円でございます。

同じく、亘理中央地区工業団地調査測量設計業務6,624万9,000円、翌年度繰越額が6,624万9,000円、財源については一般財源6,624万9,000円でございます。

次に8款土木費、神宮寺本線箕輪峠のり面保護事業1,600万円、繰越額が1,600万円、国庫支出金の財源が78万3,000円、あと一般財源が1,521万7,000円です。

同じく、割山採石場のり面緑化事業1,500万円、繰越額が1,500万円、財源については国庫支出金1,500万円でございます。

同じく、交通安全施設整備事業600万円、繰越額600万円、財源については国庫支出金600万円でございます。

次に、9款消防費、防災行政無線整備実施計画等作成業務500万円、繰越額500万円、財源については国庫支出金500万円でございます。

次に、10款教育費、中央公民館エレベーター耐震等改修事業819万円、繰越額が819万円、財源については国庫支出金819万円でございます。

以上15事業を、下記のとおり繰り越したことを報告します。以上で説明を終わります。

議長（岩佐信一君） 以上で、繰越明許費繰越計算書についての説明が終わりましたが、本件は報告だけありますので、ご了承願います。

日程第 3 報告第 2 号 繰越明許費繰越計算書について（平成20年度亘理町後期高齢者医療特別会計予算）

議長（岩佐信一君） 日程第3、報告第2号 繰越明許費繰越計算書についての件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議長（岩佐信一君） 当局から提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤 浄君） それでは、報告第2号繰越明許費繰越計算書についてご説明申し上げます。

議案書の2ページになります。

平成20年度亘理町後期高齢者医療特別会計予算の繰越明許費は、次のとおり翌

年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。

内容でございますが、1款総務費1項総務管理費、事業名が一般管理費の後期高齢者の制度改正に対応するためのシステム改修事業でございます。金額597万1,000円、翌年度繰越額597万1,000円、財源内訳その他、これは一般会計繰入金597万1,000円でございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 以上で、繰越明許費繰越計算書についての説明が終わりましたが、本件は報告だけありますのでご了承願います。

日程第 4 議案第 4 3 号 亶理町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

議長（岩佐信一君） 日程第4、議案第43号 亶理町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議長（岩佐信一君） 当局から提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤 浄君） それでは、議案第43号亶理町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

亶理町国民健康保険税条例の一部を、次のように改正する。

なお、内容につきましては別紙新旧対照表の4ページと一緒にとじてご説明申し上げます。

それでは、4ページの方をお開きいただきたいと思います。

条例第3条国民健康保険の被保険者に係る所得割額100分の5.6を100分の7.8に改正するものでございます。

第5条国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額2万3,000円を3万1,000円に改正するものでございます。

第5条の2、国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額、特定世帯以外の世帯2万1,000円を2万9,000円に改正するものでございます。特定世帯1万500円を1万4,500円に改正するものでございます。

第23条第1項第1号、これは国民健康保険税の減額でございます。7割軽減

額、被保険者均等割額1万6,100円を2万1,700円に改正するものでございます。
世帯別平等割額、特定世帯以外1万4,700円を2万300円に改正するものでござい
ます。特定世帯7,350円を1万150円に改正するものでございます。

同じく、第2号5割軽減額でございます。被保険者均等割額1万1,500円を1万
5,500円に改正するものでございます。世帯別平等割額、特定世帯以外1万500円
を1万4,500円に改正するものでございます。特定世帯5,250円を7,250円に改正す
るものでございます。

同じく、第3号2割軽減額でございます。被保険者均等割額4,600円を6,200円
に改正するものでございます。世帯別平等割額、特定世帯以外4,200円を5,800円
に改正するものでございます。特定世帯2,100円を2,900円に改正するものでござ
います。

施行期日につきましては、すべて交付の日でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

議長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。3番。

3番（鞠子幸則君） まず、第1点ですね。夫婦子供2人世帯の場合、夫婦は45歳、妻
は所得なし、被保険者4人ですね。固定資産税が9万円、これはきのう山本議員
さんが示したものです。保健福祉課からは三つのモデルを出されておりますが、4
5歳だと介護分を納めると。固定資産税が納めてありますから、3割はかると、こ
ういうケースの場合、7割軽減の場合は課税所得が33万円であります。これを給
与収入に換算しますと、98万円であります。5割軽減の場合、課税所得が106万5,
000円あります。これを給与収入に換算しますと、約177万9,000円あります。
2割軽減、課税所得が173万円あります。これを給与収入に換算しますと、約27
2万9,000円あります。

それでお伺いしますけれども、収入に占める国民健康保険税の割合は、昨年08
年度と改正した場合の09年度の割合は、それぞれ7割の場合、5割の場合、2割
の場合どうなっているか、パーセントで示してください。

議長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤 浄君） ご質問の内容でございますけれども、まず7割軽減でござ
いますが、ただいまの例からいきますと20年度につきましては給与収入に占める

割合が8.38%、21年度で計算しますと9.61%、1.23%の増というふうなことでございます。

同じく5割軽減の世帯でございますが、20年度で計算しますと10.43%、21年度で12.46%、差が2.03%でございます。

次に2割軽減でございますが、20年度で試算しますと11%、21年度で試算しますと13.30%で、2.30%の増というふうなことになります。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） 今述べていただいたとおりなんですけれども、7割、5割、2割の軽減世帯であっても、収入の10%前後が国民健康保険税だと。これは、国民健康保険税だけで年収の10%前後なんです。これから町税とか引かれますから、いかに国民健康保険税が高いかということを示していると思います。

それを踏まえて2点目お伺いします。平成14年度、2002年度、2003年度、2004年度、2005年度、2006年度、2007年度、2008年度の保険税の滞納世帯数、資格証明書発行世帯数及び短期保険証発行世帯数、どうなっているか述べてください。

議長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤 浄君） ただいまのご質問ですけれども、平成で答えさせていただきますと思います。

平成14年、保険税の滞納世帯数678世帯、資格証明書発行世帯数3世帯、短期保険証発行世帯数175世帯。

平成15年、滞納世帯数789世帯、資格証明書発行世帯数2世帯、短期保険証発行世帯数190世帯。

16年、滞納世帯数852世帯、資格証明書発行世帯数1世帯、短期保険証発行世帯数217世帯。

平成17年、滞納世帯数885世帯、資格証明書発行世帯数2世帯、短期証明書発行世帯数256世帯。

平成18年、滞納世帯数889世帯、資格証明書発行世帯数ゼロ、短期証明書発行世帯数308世帯。

19年、滞納世帯数943世帯、資格証明書発行世帯数ゼロ、短期保険証発行世帯数385世帯。

20年、済みません、滞納世帯数についてはちょっと確認できなかったものから、ここはカットさせていただきます。資格証明書発行世帯数16世帯、短期保険証発行世帯数389世帯。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） 今述べていただいたとおり、資格証明書は機械的に発行できないんで、年ごとにふえたり減ったりしますけれども、保険税の滞納世帯、短期保険証発行世帯、14年から一貫して両方ともふえているんですね。一貫してふえています。減ったことはありません。そして、1人当たりの保険税を見ますと、11年度は7万7,434円です。12年度が8万7,511円です。1万円近く上がっています。これは、12年度に介護保険制度ができたからであります。2008年、昨年ですね、19年度が8万252円。2008年度、去年が9万2,634円、1万円以上上がっています。これは、後期高齢者医療制度ができたからであります。介護保険制度ができた、後期高齢者医療制度ができた。国の制度が、介護の部分、医療の部分で大きく変わる中で、この部分が国民健康保険税に大きな負担を押しつけている、これが現状であります。

それを踏まえて亘理町の基金の残高がどうなっているかと言いますと、平成14年、2002年が5億8,800万円、2003年4億5,300万円、2004年3億7,300万円、2005年3億2,700万円、2006年1億8,100万円、2007年1億1,700万円、2008年6,400万円、2009年は見込みとして1,400万円。平成14年から、一貫して基金の残高は、ストレートに極端に一直線に減っていますね。こういう事態ですね。一方では、保険税の滞納世帯がふえている、短期証明書の発行世帯がふえている。一方では、基金の残高がストレートに減っている、こういう国保の状況をどういうふうに見ていますか。

議長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤 浄君） 今、議員さんの方からご説明あった内容のとおりでございますが、やはり制度的なものが大きいと思っております。なお、基金残高が年々減っている内容をお示しいただいたわけでございますけれども、きのう一般質問の中で町長の方が答弁の中でもお話ししましたが、本来であれば税額の所要額につきましては引き上げるような状態ございましたけれども、その分を補てんす

るためこの財政調整基金を取り崩してそれを充当して賄ってきたというふうなことでございます。

いずれにしましても、こういったことでずっと続けてきたものですから、だんだんだん財政調整基金の方も減ってきたというふうなことで、議員さんおっしゃるとおり一番大きいのは制度的な問題があると考えております。以上でございます。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。17番高野 進議員。

17番（高野 進君） 先ほど答えがありましたように、国民健康保険制度に問題があるということ、きのうの山本議員の一般質問でもご答弁されております。

そこで私は質問するわけですが、経費削減で国民健康保険税の上昇率を抑えたらどうかという質問であります。充当する主な項目でございますけれども、職員の今回6月の期末手当削減約2,000万円、それから町長と副町長ほか議員も含めた特別職の6月の期末手当削減分約100万円、それから、これから審議するであろう一般会計補正予算の中に財政調整基金繰入金、こういうときこそ一般会計に繰り入れないで1,739万9,000円、それともう一つクリーンエネルギー自動車普及補助金400万円が県の制度から独立した制度でございますので、町独自に削減もできるのかなど。トータル4,239万9,000円、ほか役場職員の足元から事務事業の見直しをして、財源を捻出してはどうか。いかがでしょうか、質問であります。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） ただいまの繰入金の問題、あるいは行政改革をしながら削減をし、それに対しまして国民健康保険の方に充当してはいかがという内容でございますけれども、ご案内のとおり6月の人件費削減、議員さんを含めまして期末手当を減額する。さらには亘理町の給与水準、これについては十分ご承知かと思っておりますけれども、県内63市町村のうち後ろから、前に変わりますけれども、ラスパイレース指数で90くらいになっております。県下で人口が3万5,700人で、後ろから5番目の位置になる、低い方になっておる。そして、事務事業についてもほかの市町村より先立ちまして見直しをかけておるということでございます。

そういう中で、これから減額しようということになりますと、各行政区あるいは町民からの要望ある道路、水路等のやはり事業、ハード的な面を削減しなければ

ばならないと。これについても、各住民の方々からニーズが多々あるわけであり
ます。それらについても、やはり平成22年度以降については、やはりそれらにも
手をつけなければならないのかなと思っておるところでございます。

なお、この国民健康保険税条例そのものについては、町民の健康を守る最も重
要な条例と考えております。ご案内のとおり、一般会計予算編成の際には歳入財
源を見て、要するに税の収入あるいは国県の交付税とかいろいろ収入を見て確保
し、それに基づきまして歳出財源を編成するというのが一般的な一般会計とかほ
かの会計はそういうシステムでございますけれども、国保会計についてはご案内
のとおり、この医療費の伸びというか3カ年の平均をとりながら、まずもって歳
出財源をどのような過去3年間のトータルを見て、医療費の歳出財源を確保決算
して、そのほかに国県から交付されます交付金を見て、それに基づきまして歳入
財源についても国県からの交付金、そしてそれに基づきまして、昨日も申し上げ
たんですけれども、資産割、所得割が5月に確定するということから、それに基づ
きますと今回のこのような改正になっておるということで、一般会計あるいは
ほかの特別会計と同じようなスキームでなく、医療費に年間かかる経費を3年間
の平均をとりながら、それに基づく国県からの補助金を充当して、残り分を国民
健康保険税ということでの歳入財源を確保するための制度ということで、ご理解
をいただきたいと思うところでございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。9番鈴木高行議員。

9番（鈴木高行君） 今回の改正で、住民周知、加入国保の世帯への周知の仕方、今回
この前の佐藤課長の話では今回の暫定賦課の納税通知書の中に周知するためのパ
ンプを入れて、それで周知するというふうな話を聞いたんですけれども、今回も
し議会が通って、住民の方が手もとに納税通知書を受け取るまでの期間、考えら
れるのは2週間くらいですかね、その間に紙1枚、去年のこの議会でも私質問し
たんですけれども、周知の仕方をどのようにするんですか、どうやって理解させ
るんですかというような話をして、結果的には紙1枚なんです。やると言った
結果が紙1枚で、もらった人はあんな小っちゃい紙に小っちゃい文字で説明され
たって、虫眼鏡で読むような形で、多分理解されていなくて、税額がぼんと来
る。そういう形の理解のさせ方というのは、優しい行政としてはちょっと違うん

じゃないかなと、私は思いますね。

ただ、今回の場合は、年税額去年まで30万円、年収は同じです。保険料が30万円、36万円になる。それが紙1枚で「周知しました」、そういう形の住民に理解させ方、これはちょっと町長が言う思いやりのある行政としてはちょっと手落ちかなと、私は思います。そういう周知の仕方ですね。そのやり方とすれば、暫定賦課はまだやってもいいと思います。それで周知が終わって、理解させて、それから税率を改正して、そして納得をさせてからこういうことをやったらいかなものかと、一つは思います。

あともう一つ質問するのは、相互扶助の考え方。制度下の相互扶助はわかるんですけども、国保制度下の加入世帯の相互扶助と、共済は共済と。だけれども、やっぱり町全体を考えた場合、さっきは法定外繰入、一般会計からですね。これは制度的に余りよろしくない。実際にやっているところもあるといった場合、制度間繰り入れというのは、一般会計から法定外繰り入れは、社会保険であれ共済であれ国保制度であれ、やっぱり助けるという意味では同じスタンスに立って、国保制度の加入者が困っているのであれば社会保険、一般会計から繰り入れても、こういう非常事態のときにはそのくらいの柔軟性をもったやり繰りは必要ではないかと思うんですけども、その辺の相互扶助の考え方についてはこれは町長に伺いますけれども、それをどのように理解させるかということ、2点質問します。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） ただいまの相互扶助、社会保険、あるいは共済組合関係、これについては制度的な独立機関ですからこれはできないと思います。あくまでも、繰り入れする場合については一般会計からの繰り入れだけが、考えられるパターンとっております。これについては、きのうの山本議員のご質問にもお答えしたとおり、制度的な内容があるということでございます。

それと同時に、きのうも来年度からの国保にかかわる補助制度も改正になるということも考えておるわけでございます。ことし1年間、いろいろとこの改正によりまして、あるいは医療費の伸びが過去3年間の伸び率で歳出を組んでおりますけれども、これからはやはりきのうも申し上げたとおり、保健士による生活習

慣病、あるいは早期治療、予防、そういう形をとりながら、果たしてことしの歳出予算どおりの医療費がかかるか、かからなかった場合は財源の確保ができて、来年度以降の積み立ても可能かなと思っております。

しかし、現時点でのこの国民健康保険税の医療費等々の支出額が、過去3年間の支出額を見るとこれくらいの財源を確保しなければ、国保財政が危機に陥るといってご理解いただきたいと思うところでございます。

議長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤 浄君） それでは、第1点目の周知の方法でございますけれども、まず1回目の暫定賦課と一緒に入れるチラシにつきましては、きょうご可決いただきましたら、来週早々にも発送というふうなことになる予定でございます。それにまずチラシを入れる。と同時に、町のホームページ、それから広報の方にも掲載したいと思っております。なお、7月の本賦課の際には、それにもチラシを入れたいと思いますが、今回の1回目のチラシとはまた内容を変えて、もう少しわかりやすいような方法で例を示しながらの内容で出したいと考えております。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 鈴木高行議員。

9 番（鈴木高行君） 私は、各制度間からの繰り入れというのは、いろいろ制度があるというだけの話をしたんで、法定外繰り入れ、これは一般会計からの国保会計への繰り入れ、一般会計はやっぱり町民税の中で社保の加入者もいますと。その方が、みんなで国保会計がそんなに厳しいのであれば、一般会計から繰り入れしてもこれは許される範囲でないかなと。そういう関係で、法定外繰り入れをしてはどうですかという話をしたんですね、町長には。

あと佐藤課長には、決まってから周知する、それでは遅いと思います。もう、理解できないんですね、決まってしまえば。これは覆すことができない。そういうやり方じゃなくて、もうちょっと遅くてもいいから、やっぱり国保の加入者に理解させて、「このくらい厳しいんだ、皆さんわかってください」と、そのような形で周知して、じゃあ9月に法改正をします、それからでも遅くはない、暫定は9月までやっても、9月から本課税にしても、いろいろやり繰りはできると思っています。その辺の住民周知の期間を、一生懸命住民に理解させるというのも、ひ

とつの優しい思いやりのある行政ではないかと、私は思います。そのようなことで、暫定賦課の期間を伸ばしてやる、それで本課税は後ほどでもできるんでないですかという話をしたんです。以上に、答弁をお願いします。

議長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤 浄君） 今の議員さんのお話ですけれども、住民の方に周知する期間がそれで十分かと言われると、確かに私の方も短いというふうなこともあります。ただ、9月に伸ばしますとその分だけ今度暫定賦課というようなことで、前年の分の10分の1、その分でのお支払いというようなことで、残りの月数が多くなると1回1回でお支払いいただく金額がどうしてもふえてしまうというふうなこともございます。ただ、いずれにしましても今ご指摘いただきました周知の方法につきましては、内部で十分検討させていただきたいと考えております。以上でございます。（「法定外繰り入れ、1件目のやつ」の声あり）

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 法定外繰り入れについては、現在のところ考えておりません。後年度以降このような状態になれば、今後考える余地はあろうかと思っておりますけれども、現時点では一般会計の繰り入れは考えておりません。

なおただいまの暫定賦課、例えば3カ月にした場合については今度電算システムで何百万という国保会計からの支出も出るようになると思います。要するに、今までのシステムではこの6月議会で決定され、それについて決定されるまで1カ月間の前年度の10分の1の賦課を1度、そしてあと10カ月を本算定ということを切りかえることによって、電算処理が委託業者にすると結構100万円、200万円くらいかかるのではなかろうかと、その金額については明らかでございませんけれども、そういう事務も発生するというところでご理解願いたいと思います。

議長（岩佐信一君） 鈴木高行議員。

9 番（鈴木高行君） 今、一般会計からの法定外の処理は考えていないというような話ですけれども、このような事態で仙台市も岩沼さんももう前からやっている。きのうの答弁では、ペナルティーもあるかもしれない。実際にペナルティーを課されたことはないです、両方の市町では。そういうものは余り恐れなくて、やっぱり対住民に対しての親切だという考え方をすれば、それ相当の皆さんで痛みを

分かち合うというようなことを考えてやる必要も、私はあると思うんですけれども、一般会計からの繰り入れというのをね。その分、3割アップの税率を15に押し下げることができるとか、そうした場合、皆さんで弱いところを助けると、そういう思いやりというのは、町長の施政方針の中でひとつの売りだと思っただけなんですけれども。そういうこともやっぱり、アピールしていくことも必要だと思います。

ただ、もう一つ電算の処理ですけれども、電算の処理が300万円、500万円といっても、保険税からすればどのくらいのパーセントですかと。そういう労は惜しまないで、やっぱり住民に理解していただいて、皆さん納得していただいた上で、そういうものを遂行していくというのが基本じゃないかと私は思います。この辺について、説明をお願いします。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） ただいま、岩沼、仙台の一般会計からの繰り入れについて、ペナルティーはないということでございますけれども、ご案内のとおり国保会計の項目を見ると、財政調整交付金という歳入があるわけです。その中で、ペナルティーがあるということでございます。約1,000万円から2,000万円、そういう数字も聞いておるわけでございます。そういう中でその額、亶理町が繰り入れした場合については、幾らの財政調整交付金がかかるかわかりませんが、そういうペナルティーはあるということをご理解願いたいと思います。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤 浄君） 暫定賦課、並びに周知の方法でございますけれども、先ほども申し上げましたが、いずれにしろ周知の方法については内部で検討させていただきたいと考えております。以上でございます。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。13番山本久人議員。

13番（山本久人君） 徴収率に関してなんですけれども、18年度の徴収率93.6%、これが年々下がってきているということで、これもペナルティーがあるはずなんですけれども、どういう具合にペナルティーを受けているのかお伺いします。

議長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤 浄君） 調整交付金の中で、90%を切るペナルティーというふうな
ことでございます。以上でございます。

議 長（岩佐信一君） 山本久人議員。

1 3 番（山本久人君） そうしますと、90から93の範囲に亙理町はあると思うんですけれども、この間18年度から徴収率が落ちたことに関するペナルティーは実際は発生していないと理解してよろしいですか。

議 長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤 浄君） はい、そのとおりでございます。

議 長（岩佐信一君） 山本久人議員。

1 3 番（山本久人君） 聞いた話なんで、93%を割ると交付金なのか聞いた話だからあれなんですけれども、何か国県から来るお金が減額されるんだと。亙理町は18年度まで93%を維持していたんですけども、年々下がってきてそれが受けられないんだと、そういう話を聞いたんですけれども、それはどういうあれなのか。額としてどのくらい減っているのか。

議 長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） この、平成21年度の予算編成の際には、現在企画財政課長が編成して長年務めておりますので、企画財政課長に答弁させます。

議 長（岩佐信一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤仁志君） ただいまの山本議員さんのご質問でございますが、収納関係は先ほど保健福祉課長が答弁したとおり、90%を下回った場合は20年度の場合に普通財政調整交付金の中で調整するというふうに厚生労働省の方では周知をされたところでございます。それで今、山本議員さんが93%を下回った場合にどうなのかというご質問でございますが、93%以上の高い収納率を保ちますと、収納対策特別交付事業ということで、これも財政調整基金の中で経営良好ということで判断されて、特別な収納に対しての交付金がされるというのが、大体今までだと過去においては年額で500万円以上800万円くらいの間で収納に努力をされているということでの経営評価でいただいているところでございます。そういうことから、93%を下回って90%台であると、その分はペナルティーではないんですけれども、特に経営良好という判断はないということでご理解をいただきたいと思

います。以上です。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。3番鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） 今回の国保税の引き上げは3年連続であり、しかも医療分で30.5%、支援分と介護分を合わせて全体でも17.4%の大幅な引き上げです。暮らしが本当に大変なのに、こんなに大幅な引き上げでは国保税を払いたくても払えない、こうした町民の切実な声が聞こえるようです。今町に求められているのは、国保の深刻な危機の要因は何かを徹底的に分析し、町民にできるだけ負担をかけないで抜本的な再建の道筋を町民に示すことでもあります。

現在の国民健康保険制度ができたのは1958年です。制度発足以来約50年になりますが、保険証がないため重病でも医療にかかれない、手遅れで命を落とすといった悲惨な事件が後をたたないなど、市町村国保はかつてない重大な危機に直面しています。その根本的な要因は、政府が1984年の国保法改約で国保負担率を医療費の45%から38.5%に引き下げ、その後も国の責任を大きく後退させたことです。もともと、財政基盤が弱い市町村国保の財政は急速に行き詰まり、保険税の値上げとなって国民にしわ寄せされました。さらに、不況の追い打ちです。収入が減る中で、保険税は上がり続ける。そして、滞納者がふえる。滞納者がふえて財政が悪化すると、保険税がさらに引き上げられ、必死に頑張ってきた層も支払不能に陥り、滞納世帯がじわり広がるという構図です。まさに悪循環です。

国民健康保険制度は、国保法第1条にあるとおり、社会保障及び国民保健の向上に寄与するものです。国保再建のためには、国保負担を引き下げることがどうしても必要不可欠です。5カ年程度の計画を立てて、国保負担を80年当時の水準に戻すよう、国は努めるべきです。

以上のことを述べて、反対討論といたします。

議長（岩佐信一君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。14番熊田芳子議員。

14番（熊田芳子君） 私は、原案に賛成の立場で討論をいたします。

今回の改正は、町民の医療費の伸びに伴い、保険給付費が増加し、国民健康保険事業の運営が非常に厳しい状況になってきていることが原因でございます。したがって、町民の皆さんが安心して医療サービスが受けられるよう国保事業を展開するためには、増加し続ける医療費に見合う税額を確保しなければならないことから、やむを得ない改正であり、私は原案に賛成するものでございます。

以上で賛成討論といたします。

議長（岩佐信一君） ほかに討論はありませんか。

原案反対の方の発言を許します。13番山本久人議員。

13番（山本久人君） 今回3年連続の引き上げをすると、きのうも申し上げましたけれども、一つのモデルケースで隣接4市町と比ベダントツの高さになります。全国レベルの高さになってしまいます。この場合、世帯の支払能力を超えてしまうと私は考えます。制度に問題があるのは十分理解できるんですけども、引き上げの回避が可能であるにもかかわらずそれをやらない、私は町民の生活が第一だと考えます。

よって、私はこの議案に反対いたします。

議長（岩佐信一君） ほかに討論はありませんか。

原案賛成の方の発言を許します。18番島田金一議員。

18番（島田金一君） 私は、賛成の立場から討論を行います。

医療費の伸びや、歳入である交付金の減が予想されることから、現状では今日の値上げはやむを得ないと思います。ただし、各地区で説明会、直接住民に訴えかける説明会などを行い、また個々の対応をきめ細かくすることを要望して、私は賛成討論といたします。

議長（岩佐信一君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第43号 亶理町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（岩佐信一君） 着席願います。

起立少数であります。よって、議案第43号 亶理町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件は否決されました。

日程第 5 議案第44号 亶理町財政調整基金条例の一部を改正する
条例

議長（岩佐信一君） 日程第5、議案第44号 亶理町財政調整基金条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議長（岩佐信一君） 当局から提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐藤仁志君） それでは、議案書4ページをお開き願います。

議案第44号 亶理町財政調整基金条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

亶理町財政調整基金条例の一部を、次のように改正する。

新旧対照表がございますので、参考資料の5ページをお開きいただきたいと思います。5ページ上段でございますが、議案第44号の資料ということで、亶理町財政調整基金条例新旧対照表ということで、右側が現行、改正案が左側でございます。

内容についてご説明申し上げます。改正内容については、第2条の積立てにつきまして、現行においては「基金として積み立てる額は、地方財政法第7条の規定に基づき、決算剰余金の2分の1以上とする」という文言につきまして、今回明確にするということで、第2条につきましては「基金として積み立てる金額は、次に掲げるとおりとする。第1項毎年度予算で定める額。第2項一般会計決算剰余金の2分の1以上の額」ということで、今回は前回の質問等での積み立てることについての明確化をするということで、条例を改正するものでございます。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより、議案第44号 亶理町財政調整基金条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第44号 亶理町財政調整基金条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決されました。

日程第 6 議案第 4 5 号 亶理町国民健康保険事業財政調整基金条例
の一部を改正する条例

議長（岩佐信一君） 日程第6、議案第45号 亶理町国民健康保険事業財政調整基金条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議長（岩佐信一君） 当局から提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤 浄君） それでは、議案第45号 亶理町国民健康保険事業財政調整基金条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

亶理町国民健康保険事業財政調整基金条例の一部を次のように改正する。

なお、内容につきましては、別紙新旧対照表5ページでご説明いたします。5ページをお開きいただきたいと思います。

改正理由等につきましては、ただいまご説明申し上げました一般会計の財政調整基金と同じ内容でございます。同じように明確化するというふうな内容でございます。第3条「基金として積み立てる額は、次に掲げるとおりとする。1号 毎年度予算で定める額。2号 国民健康保険特別会計決算余剰金の2分の1以上の

額」と。

施行日につきましては、公布の日からというふうなことでございます。

以上で説明を終わります。

議長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより、議案第45号 亶理町国民健康保険事業財政調整基金条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第45号 亶理町国民健康保険事業財政調整基金条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決されました。

日程第 7 議案第46号 宮城県母子・父子家庭医療費助成事業補助金交付要綱等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

議長（岩佐信一君） 日程第7、議案第46号 宮城県母子・父子家庭医療費助成事業補助金交付要綱等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議長（岩佐信一君） 当局から提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤 浄君） それでは、議案第46号 宮城県母子・父子家庭医療費助成事業補助金交付要綱等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例についてご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、県の補助金交付要綱が改正されたことにあわせて、町の補助金交付要綱を改正するものでございます。

第1条亘理町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部改正、第2条亘理町乳幼児医療費の助成に関する助成に関する条例の一部改正、第3条亘理町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部改正の三つでございますが、この内容につきましては別紙資料の新旧対照表6ページ、7ページを使ってご説明申し上げたいと思います。

初めに6ページ、亘理町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の改正でございますが、中段でございます「高額療養費の支給」及び「附加給付」の間の「高額医療費」の次に、「及び高額介護合算療養費の支給並びに附加給付」を加えるものでございます。

次に、亘理町乳幼児医療費の助成に関する条例の改正内容でございますが、母子・父子家庭医療費の助成に関する条例と同じように、「高額療養費」の次に「及び高額介護合算療養費」、それから「附加給付」の前に「並びに」というふうなことを加えるものでございます。

続きまして、亘理町心身障害者医療費の助成に関する条例の改正内容でございますが、これも同じく「高額療養費」の次に「及び高額介護合算療養費」、及び「並びに」附加給付というふうなことをつけ加えるというふうな改正内容でございます。

施行日については、公布の日からというふうな内容になってございます。

以上で説明を終わります。

議長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより、議案第46号 宮城県母子・父子家庭医療費助成事業補助金交付要綱等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第46号 宮城県母子・父子家庭医療費助成事業補助金交付要綱等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の件は原案のとおり可決されました。

日程第 8 議案第47号 わたり温泉島の海設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

議長（岩佐信一君） 日程第8、議案第47号 わたり温泉島の海設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議長（岩佐信一君） 当局から、提案理由の説明を求めます。わたり温泉島の海所長。

わたり温泉島の海所長（作間行雄君） それでは、議案第47号 わたり温泉島の海設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

参考資料8ページをごらんいただきます。新旧対照表に基づきまして、ご説明いたしたいと思っております。左側が改正案でございます、それに基づきましてご説明申し上げます。

別表の2入浴料金の備考の3でございますけれども、従来ですと町内旅館、民宿利用者及び町長が特に定めた場合につきのみ入浴料金を400円というふうなことでございましたが、これを3といたしまして、町内旅館及び民宿利用者の展望浴場の利用料金につきましては、大人が400円、子供が200円とするものでございます。

また、その下に4といたしまして、この条項を追加いたしまして、「町長が特に必要と認めたときは、割引きすることができるものとする」というふうなことでございまして、この関係につきましては町長の提案理由書の説明の中にもございましたが、入浴料金の弾力的な運用を可能といたしまして、特に岩盤浴等の利用料金等々も考えあわせまして、それらを施行する際の運用というふうなことも考えあわせまして、今回提案させていただきました。

議案に戻っていただきまして、附則、この条例は公布の日から施行する。

以上で説明を終わります。

議長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。3番鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） 今説明あった参考資料8ページ、現行の備考の3ですね、この3の規定に基づいて、平成20年度利用料金が800円から400円になった方は何人いらっしゃいますか。

議長（岩佐信一君） わたり温泉鳥の海所長。

わたり温泉鳥の海所長（作間行雄君） 旅館、民宿等を利用された方でございますけれども、大人が175名、子供が15名、合わせまして190名でございます。また、その他わたりふるさと夏祭りの際、パレードに仙台から参加していただいた団体につきまして、半額で入浴していただきましたが、その際大人が36名、子供が3名、合わせまして39名、合計いたしますと229人となっております。以上です。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） もう1点だけお願いいたします。改正案の備考の4、「町長が必要と認めるときは割引することができる」と。具体的に、入浴料も含めて割引く額はどのくらいにするつもりなのか、教えてください。

議長（岩佐信一君） わたり温泉鳥の海所長。

わたり温泉鳥の海所長（作間行雄君） この関係につきましては、まだ正式には定めてございません。この改正を受けまして、当施設の運営委員会がございまして、そちらの方にご協議申し上げまして、検討させていただきたいと思っております。

3番（鞠子幸則君） 了解。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより、議案第47号 わたり温泉鳥の海設置及び管理に関する条例の一部を

改正する条例の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第47号 わたり温泉島の海設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩をいたします。

再開は11時15分といたします。休憩。

午前11時03分 休憩

午前11時15分 再開

議長（岩佐信一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 9 議案第48号 工事請負契約の締結について（平成21年度亙理町中央児童センター建設工事）

議長（岩佐信一君） 日程第9、議案第48号 工事請負契約の締結についての件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議長（岩佐信一君） 当局から提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐藤仁志君） それでは、議案書9ページをお願いします。

議案第48号工事請負契約の締結について、ご説明申し上げます。

初めに、この工事請負契約につきましては、条件付一般競争入札の総合評価落札方式を今年度から導入しまして実施したものでございます。地方自治法第96条第1項第5号の規定により、次のとおり契約を締結することができるものとす

記

1. 工 事 名 平成21年度 亙理町中央児童センター建設工事
2. 請 負 金 額 2億8,665万円
3. 契約の相手方 仙台市青葉区中江2丁目23番20号

阿部建設株式会社。

次に、10ページをお開きいただきたいと思います。資料の方のご説明を申し上げます。

平成21年度亘理町中央児童センター建設工事

1. 入札年月日 平成21年5月22日

2. 入札の方法 条件付一般競争入札

3. 業者名 阿部春建設株式会社、阿部建設株式会社、株式会社阿部工務店の3社でございます。

4. 入札回数は1回でございます。

5. 工事場所 亘理町字祝田1番地4外

6. 工事概要 児童福祉施設

構造 鉄骨造の平屋建て。屋根はガンバリウム鋼板折版葺。外壁は押出成形セメント板の透湿性塗装。基礎は表層地盤改良。

延べ面積 860平方メートル。

室名 児童クラブ室1・2、自由来館児室、多目的ホール、図書室、創作活動室兼集会室、トレーニング室、事務室他。付帯設備としまして、太陽光発電設備20キロワット一式、電気設備工事一式、機械整備工事一式、外構工事一式でございます。

7. 工期 平成21年6月12日から平成22年2月26日までという内容でございます。

あと、11ページからは中央児童センターの外構平面図を記載した図面でございます。

次に、12ページについては立面図ということで、東側、南側、西側、北側からのそれぞれの立面図を参考資料というふうに添付しております。

あと、今回のこの条件付一般競争入札の総合評価落札方式につきましては、従来までの価格競争につきましては最も低価格、要するに価格が低い方に施行できるものということで契約を進めてきたのが従来の入札方式でございますが、今回の総合評価方式というのは、町が発注する工事の品質と価格を総合的に評価して、最も優れた工事が施工できる業者に契約を締結する内容でございます。特

に、この総合評価方式を採用しますと、必ずしも低い価格で応札をしても、落札が決定するわけではないということでございます。

また、条件付ということでございますので、今回議員の皆さんもホームページ等にすべて公開しておりますので告示内容を見ていただきますと、条件付入札の中では特に条件として地元業者も積極的に参加できるようにということで大変配慮されて、今回の条件の中ではまずもって地元企業ということで、競争の参加資格については仙台市、名取市、岩沼市、亶理町、山元町に本店を有する建築の一式工事の特定建設業の県の許可を受けている業者と。そして、業者登録の中で建築工事の一式がSランク以上のランクであること、かつこれは経営の経営審査事項でございますが、工事の総合評点が900点以上の施工実績のある業者ということになっております。

そして、この総合評価方式の落札方式については、落札者の決定基準というのがございます。まず、価格の評価点が80点でございます。あと2点目が、価格以外の評価点、要するにこの業者が地域等にどのくらい貢献度があるか、施工実績がどうあるかということで20点でございます。合計100点で、総合的に評価して落札を決定するというものでございます。

特に今回は、この入札までの経過期間は2カ月を要しております。まず初めに、この入札をしていかどうかということで、県の仙台土木事務所の方にこの内容についての承認願いが必要でございます。それで、適切にこの工事が条件付の一般入札執行してよいかどうかという判定をいただいております。これについては、土木の方の土木関係の技術者の方3名、本当に指導に当たっている方、技術次長さん方でございます。そのほかに、建築関係の次長さん、副所長さん方2名の5名から、今回の亶理町で実施するこの建築工事の総合評価落札方式でよろしいですよという推薦をいただいた上で、入札公告を実施するという内容でございます。

ちなみに、全般的には今仙台方面からこちらの方の仙台土木事務所管内に、本店がこの地域にある方ということでの業者ということで選定させていただいております。そういう期間から閲覧期間についても15日以上ということで、今回は5月のゴールデンウィークの連休が入りましたので、実数は25日間ありましたけ

れども、閲覧期間については15日以上ということで、土日を除く15日以上やったということで、参加する人についてはこの条件を満たす方はだれでも参加できるということで、最終的には町の方で参加資格の申請をしていただいて、実際に入札参加して資格審査の審査結果、今回は3社が申請をされて入札の決定を受けたというふうな内容でございます。

以上で説明を終わります。

議長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。3番鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） 税込みでよろしいんで、予定価格が幾らだったのか、及び最低制限価格が幾らだったのか、述べてください。

議長（岩佐信一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤仁志君） 初めに最低制限価格でございますが、議案書の方につきましては税込みになっていきますので、税込みで数字を申し上げさせていただきます。予定価格については2億9,473万5,000円でございます。あと、最低制限価格でございますが、本町の場合には最低制限価格については非公表とするということで、昨年11月に指名委員会等で決定をさせていただいております。この最低制限価格を公表しないという理由でございますが、基本的に業者の積算の意欲を低下させてしまうということで、当然最低制限価格の例えば6割とかとなる前に、単純に設計額というのは機械ではじき出せますから額が出ます。そこに6を掛けて、正確な積算をしないでやるというようなことで、非常に業者にとっては不利益が非常に多いということもございまして、本町においては非公表ということで今回のご質問については公表はできませんので、ご理解をお願いしたいと思います。（「設定はしているのか」の声あり）設定はしております。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） わかりました。それで、3社各業者の総合評価をやった結果どうなったのかですね。

議長（岩佐信一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤仁志君） 今回、総合評価の結果でございますが、2業者につきましては最低制限価格以上で予定価格をオーバーしましたので、2業者は失格となっ

たこととございます。そういうことから、総合評価に入れなかったということで、そういうことから今回1社だけの阿部建設株式会社だけが総合評価の評価対象の業者になったということで、最終的には総合評価点で38.13ということで、落札を決定したところとございます。以上とございます。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） 今回、特別会員、また総合評価落札方式ですけれども、今後の入札のときにこの制度をどういう形で今後も導入するのか、その点について。

議長（岩佐信一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤仁志君） 今後の考え方でございますが、亶理町の工事関係で建設工事等土木工事も含めてでございますが、設計額が5,000万円以上が基本的に一般競争入札の条件ということになっておりますので、その工事内容によって十分精査をさせていただいて、総合方式がいいのかどうかという判断をさせていただいて執行させていただきたいと思っております。以上とございます。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。18番島田金一議員。

18番（島田金一君） 今の説明で、初めての総合評価落札制度ですが、これは県の制度に準じて行っているものでしょうか、それが一つ。

あともう一つは、この中で地域貢献制度ということはどういうふうな形でとらえていますか、その点が2点です。

あともう一つ、価格の方で80点ですが、その中に技術とかあとその会社に職員のいろいろな資格制度も含めての点数をいろいろ項目を出して80点にしているのか、それとも入札価格1本で80点という形にしているのか、そこをお聞きします。

議長（岩佐信一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤仁志君） まず、第1点目の県に準じて実施したのかということとございますが、議員さんもおわかりのとおり、これは平成17年の法改正等によりましてできるだけ公明で質の高い工事施工ができるようにということで制度が改正されて、ぜひ総合評価方式を採用していただきたいということで、前年度平成20年の11月に亶理町では試行を1回実施しております。場所については、柴街道の改良工事とございます。額については1,000万円を超えないわけとございますが、

指名競争入札によって実施したところでございます。

そういう内容から、国でも県でも今いろいろと説明会があるわけですが、ぜひ総合評価方式で価格だけを重視しないような品質がしっかりと得られるような工事発注をしていただきたいということでございますので、宮城県でも36市町村、県を含めると37ございますけれども、現在は総合評価方式大分導入の方が多くなってきております。しないところについては、積極的に本年度から試行なり実施をするようにということで、過般も説明会がございました。

あと、第2点目の地域貢献でございますが、これについてはできるだけこの総合評価方式での条件が設定された場合に、地元業者が優先的になるようにということで、評定がございまして。特に、亘理町の場合の建設業者の方は亘理町災害防止協議会を設置しておりますので、災害時に対しても建設業の地元の方が非常に貢献されているという実績がありますと、高点、最高点数が得られるということで、できるだけこの条件付になりますと評定の20点が、地元の業者の方の申請があった場合は優位に立つというふうな内容の貢献度合いを十分見ております。

あと、3点目の要するに価格以外の評価点ということで、価格の評価点で80点でございますが、これについては応札率ということでちょっとグラフがここにあるんですけども、要するに応札価格は例えば設計額の40%で落札するというところで、低価格にならないようにということで80点というのはもう最低制限価格を完全に割っている点数ということで、基本的には価格評点は80点ということはないということなんです。そういうことから、大体落札応札率についてはやはり大体90%以上くらい超えているということになりますと、価格の評価点は30点くらいどまりが大体今の現状だということでございますので、ですからやはり地元優先ということで価格以外の評価点というのが20点というのは非常に大きいという評価ができるのかなというふうに思っております。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 島田金一議員。

18番（島田金一君） 今言った価格だけじゃなくて、その中に県の閲覧表という形が条件が入っているみたいですが、その中でのもう技術力、あと企画力、そういうものも入っての価格ということで理解してよろしいんですか。

議長（岩佐信一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤仁志君） 大変失礼しました。そのとおりでございます。技術者の数とかもすべて含まれております。営業実績等も、Sランク以上ということでございますので。80点には含まれておりません。（「それは、前の段階もので決まっている」の声あり）はい、そうです。よろしく申し上げます。

議長（岩佐信一君） 島田金一議員。

18番（島田金一君） わかりました。あと地域貢献度、今災害時ということもありましたが、中にちょっと県の人から聞いた話なんですが、学校にそういう土木の仕事の関係の講座とか、あともう一つは今道路公団あたりでやっている業者あたりから聞いたんですが、地域の自然環境を守るとか、そういうものも評価になっているの聞いたんですが、その評価も将来今後含まれるのかお聞きします。

あともう一つは、今までのイメージからすると、今予定価格とすると大体90%としている落札価格だと思いますが、その点は今言ったように品質の向上ということを考えれば問題でないという形でとらえてよろしいでしょうか、その点お聞きします。

議長（岩佐信一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤仁志君） まず、第1点目の価格以外の総合評価の点数の配分の中でございますが、例えばそういうふうな学校とかのボランティアというか企業協力で点数ということでございますが、現在の様式の評価基準の中には細かい内容については基本的には明示されていないということでございまして、そういうふうな評点もあり得るんじゃないかということで、あくまでも発注側だけでなく要するに応札をする業者の方も採点をして、総合的に採点をするというふうになっていきますので、十分反映できるんじゃないかというふうに考えております。

あと、落札率でございますが、確かに90%以上ということで、やはり島田議員さんがおっしゃるような品質確保とかそういうふうな内容でございまして、今回も落札率については97.3%ということでございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありますか。9番鈴木高行議員。

9番（鈴木高行君） 今説明の中で、総合点数が900点、Sランク、このような業者は何社この互理町ではカウントしているのか。その辺をお伺いします。

議長（岩佐信一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤仁志君）　今回、Sランク以上ということでランクして格付けの条件を設定したわけですが、全体では15社、そのうち町内業者は2社でございました。以上でございます。

議長（岩佐信一君）　鈴木高行議員。

9番（鈴木高行君）　そうすると、一般競争入札は5,000万円以上だというような場合、今回は2億8,000万円ですけれども、今後企業誘致の造成工事なんかも出てくると思いますね。土木も含めて今の15社。建築だけでなく、町内には土木も含めて2社ということですか、Sランクは。

議長（岩佐信一君）　企画財政課長。

企画財政課長（佐藤仁志君）　先ほどのご質問で答弁した業者の数については、建築業ということでの建築の工事でございますので、今後発注が予定される土木工事については、また数についてはかなり多いと思います。

議長（岩佐信一君）　鈴木高行議員。

9番（鈴木高行君）　一緒に答えてほしかった。それは、把握していないということですか、土木については。

議長（岩佐信一君）　町長。

町長（齋藤邦男君）　今回の中央児童センターそのものについては建築部門ということで、Sランクそのものについては先ほどのエリア、亘理、山元、岩沼・名取ということで、15社の該当があると、そういう告示をしたところ、3社だけが応募されたということです。

また、土木関係については、基準が違います。基準の評価点数といろいろな分野で、建築についてはSランクとAランクとかいろいろあるわけですが、土木についてはまたランク付の問題があると思いますので、それについては今後の中央農工団地については新たに考えてみたいと思っております。以上でございます。

議長（岩佐信一君）　ほかに。鈴木高行議員。

9番（鈴木高行君）　今ちょっと、土木については別途考えるというようなお話ですが、確かに地元企業を育成するというような場合、あのような工場団地の造成、相当なボリュームもあるし経済的な効果も大変大きいと思います。そのよう

なことで、Sランクとか点数が900点とか頭打ちにしてしまうと参加業者が限られてくるので、その辺懐の広い考え方でこういう事業を執行していかないと、だんだん上の方で点数の高いところだけにさらわれるとか、そのようなことのないように、一般競争入札のランク別とか評定数とかというのは、今後の入札においてもやっぱり検討すべき課題だと思いますので、その辺も検討して今後工事発注をやっていただきたいと思います。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） ただいまのご質問、理解いたしました。と申しますのは、エム・セテックの造成工事、排水工事、橋のかけかえ、それらについては期間が短いわけでございますので、できるだけ地元業者を分割的な発注方法で地元の建設業界の活性化にも結びつけたいと思っておるところでございます。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより、議案第48号 工事請負契約の締結についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第48号 工事請負契約の締結についての件は原案のとおり可決されました。

日程第 10 議案第49号 平成21年度互理町一般会計補正予算
(第1号)

議長（岩佐信一君） 日程第10、議案第49号 平成21年度互理町一般会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議長（岩佐信一君） 当局から提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐藤仁志君） それでは、平成21年度の亙理町一般会計補正予算（第1号）、別冊になっておりますので、予算書をお開きいただきたいと思います。1ページでございます。

議案第49号 平成21年度亙理町一般会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。今回の第1号の補正内容については、国等の補助金、交付金等の確定によって緊急に補正予算の必要性のある事業のみの内容でございます。

平成21年度亙理町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の補正。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,101万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ89億8,401万1,000円とするものでございます。

それでは、歳出の方からご説明を申し上げますので、12ページ、13ページをお開きいただきたいと思います。説明の内容については、主なものだけにさせていただきます。

2款総務費1項1目一般管理費40万円の補正につきましては、集会所の建設事業の補助金ということで、一部改修に伴う補助金でございます。

7目交通安全推進費18万1,000円の増額補正でございますが、交通指導隊員1名増に伴うそれらの必要経費でございます。

9目消費者行政費、補正額が162万5,000円の追加補正でございますが、これは平成20年度の国の2次補正予算の成立に伴いまして、宮城県に消費者行政活性化基金を設置しまして、その事業を活用しての消費生活相談窓口の機能強化等を図る経費ということで、所要額を追加補正したものでございます。

次に、4項選挙費の中の1目選挙管理委員会費103万7,000円、これにつきましては憲法改正法の平成22年5月18日に施行されることによりまして、国民投票に関する所要の電算システムを改修するための経費を今回追加するものでございます。

次のページ、14、15ページをお開きいただきたいと思います。3款民生費の1項3目老人福祉費120万円の追加補正でございますが、これについては2名の方か

らのふるさと納税の寄附ということで、今回長寿社会対策基金の方に積み立てをさせていただくものでございます。ちなみに、長寿社会対策基金の残高でございますが、今回120万円を加えますと総額で2億365万円の基金残高になります。

次に、4款1項2目予防費50万円の追加補正でございますが、これについてはきのう宮城県で新型インフルエンザが発生したということで、これについては町の対応ということで、マスク、手洗い等の消毒液の購入経費でございます。

5目環境衛生費1,485万円については、昨年亙理町環境基本条例が制定されましたので、それに基づく地球温暖化対策及び町内にあります企業並びに本町へ進出が予定されている企業の経済面等の波及効果を図るために、太陽光発電システムの設置補助金、クリーンエネルギー自動車普及促進の補助金の所要額を計上したものでございます。

次に、10款教育費2項2目教育振興費118万円の追加補正でございますが、これについては次のページをごらんいただきたいと思えます。本町では、阿武隈川の源流であります福島県の西郷村と荒浜小学校が、西郷村については川谷小学校との交流授業を平成15年から実施しておりました。今回、県の委託事業ということで「豊かな体験推進事業」というのを県から委託を受けることによりまして、今までの交流事業の補助金を23万円減額させていただいて、新たに農山漁村の長期宿泊体験活動経費等を今回計上させていただいた内容でございます。それに伴う増額でございます。

次に、歳入のご説明を申し上げますので、8ページ、9ページの方に戻っていただきたいと思えます。

歳入でございますが、13款国庫支出金の3項3目総務委託金103万7,000円については、これは憲法改正等に伴う電算システムの構築に関する交付金の金額が確定したことよっての追加補正でございます。

次に、14款県支出金2項1目総務費県補助金162万5,000円の追加補正ですが、これは地方消費者行政活性化補助金、県からの基金にカジツしている中から補助金をもらいまして、先ほどの歳出の内容で事業を展開するものでございます。

あと、10目災害復旧費県補助金142万3,000円の減額については、20年度の臨時議会で補正予算を計上しましたんですけれども、21年度に交付される予定の災害

復旧費の県補助金が事情によりまして20年度内に交付されたということで、21年度分の補助金を減額するものでございます。

3項委託金の6目教育費委託金116万3,000円については、豊かな体験活動推進事業委託金ということで、県から委託金が交付決定されておりますので、この金額を増額補正するものでございます。

あと、16款寄附金1項1目寄附金の補正額でございますが、121万円の追加補正でございます。読み上げさせていただきます。一般寄附金ということで、これはふるさと納税の関係でございます。京都府から匿名者でございますが、1万円の寄附をいただいております。2点目が、亘理町字旧館28番地1山形成徳様から100万円でございます。同じく3件目が、亘理町逢隈牛袋字谷地添3番地4大友利恵子様から20万円をいただいた、貴重な浄財を今回寄附金として計上させていただいたところでございます。

最後になりますが、17款繰入金で次のページ、1項1目財政調整基金繰入金ということで今回歳出財源に対して不足する歳入財源ということで、1,739万9,000円を今回繰入金として補正を増額して組むものでございます。

ちなみに、財政調整基金の残高になりますが、実質額ということで決算剰余金が入っておりませんので、ご了解をいただきたいと思っております。現在この補正をしますと、残高は5億6,678万8,000円でございます。実際に、現在ある財政調整基金残高については8億7,000万円以上の金額がございますけれども、予算上はこのような残高になります。

以上で説明を終わります。

議長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。3番鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） 15ページですね。4款1項2目新型インフルエンザ予防対策として50万円、そのうちマスクが何枚で金額が幾らか、消毒液何本で金額が幾らか、まずお願いいたします。

議長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤 浄君） 現在予定しておりますのが、マスク1万枚で16万円、それから500ミリリットルのアルコールなど消毒、手につけるやつでございますけれども

も、それを180本で残りの34万円でございます。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） 13ページ、前に戻ってですね。2款1項9目消費者相談についてですけれども、消費者相談体制を機能強化するとさっき説明されましたけれども、どういうふうに機能を強化するのか、現在とどういうふうに違うのか、これまず第1点目。

第2点目は、9月に消費者の権利を守りそして消費者行政の一元化のために消費者庁が設置されます。それに向けて町としてどう取り組むのか、その2点を答弁お願いいたします。

議長（岩佐信一君） 町民生活課長。

町民生活課長（安喰和子君） 第1点目についてお話ししますと、現在消費生活相談員さんは週3日間お出でいただいて、3日間窓口を開いております。それを、5日間毎日来ていただくということになりますが、5日間にふやして消費者と町民の相談に応じるという、相談窓口の拡大であります。

それから、消費者に対してとかいろいろな町民に対して啓発していくために、出前講座などもしておりますので、そういうものをふやしながら啓発していくために、機具をちょっと購入したいと思ひまして、パソコン用のスクリーンとかそれからプロジェクター、携帯用のスクリーン、デジタルカメラなんかを使ひまして、出前講座とかあと皆さんに広報していきたいということで考えております。

あと二つ目でございますが、県の方から現在消費者庁の設置は10月ころになるものと思われるというだけの連絡しか入っておりませんので、どのような体制になっていくのかはちょっと詳しいことは知らされておりませんので、今後県からの情報を待ちながら、あと指導を受けながら、まずは今回の基金を活用して消費者行政活性化事業に対応していきたいと思っております。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） 15ページですね。4款1項5目太陽光発電システム設置補助金及びクリーンエネルギー自動車普及補助金ですけれども、両方とも要綱を制定する予定になっていると思うんですけれども、その要綱の第1条趣旨ですね。趣旨の中にはそれぞれ予算の範囲とあります。この予算というのは当初予算だけなの

か、それとも補正予算も含まれるのかどうか、それまず第1点目。

第2点目、太陽光発電にしてもクリーンエネルギー自動車にしても、棟数と台数に制限があるのか。ちなみに、宮城県はエコカーについては上積みしましたがけれども、一定の制限は設けているということですがけれども、その点について答弁お願いいたします。

議長（岩佐信一君） 町民生活課長。

町民生活課長（安喰和子君） 1点目でございますが、太陽光発電設置補助金、あとクリーンエネルギー自動車促進補助金につきましては、初年度でありますので既に導入している県とか市町の申し込み件数を参考にしながら、亘理町としては多めの申請件数を見込んで計上したつもりでございますが、どれくらいの申請件数があるのかちょっと現在わからないのが本音でございますが、もしこの金額を上回る申請があった場合は、企画財政課と関係課と協議しながら追加補正も考えておりますので、今年度は追加補正も成立した場合を含めて予算範囲内になるかと思っております。

二つ目でございますが、クリーンエネルギー自動車関係の町の補助金10万円ということで計上しておりますので、それはかさ上げとか上乘せ分は考えておりません。台数は40台を考えております。10万円の40台。（「制限あるのかどうかなんです」の声あり）

議長（岩佐信一君） 答弁漏れあるらしいです。台数制限とか金額……。

町民生活課長（安喰和子君） 制限、個人と事業も1台限り、本年度の申請に対して1台限りということで、制限しております。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより、議案第49号 平成21年度亘理町一般会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第49号 平成21年度亶理町一般会計補正予算（第1号）の件は原案のとおり可決されました。

日程第 11 議案第50号 平成21年度わたり温泉鳥の海特別会計補正予算（第1号）

議長（岩佐信一君） 日程第11、議案第50号 平成21年度わたり温泉鳥の海特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議長（岩佐信一君） 当局から提案理由の説明を求めます。わたり温泉鳥の海所長。

わたり温泉鳥の海所長（作間行雄君） それでは、議案第50号 平成21年度わたり温泉鳥の海特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

平成21年度わたり温泉鳥の海特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものといたします。

第1条、歳入歳出予算の補正。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ150万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億9,447万8,000円とするものであります。今回の補正予算は、鳥の海ふれあい市場協同組合からの寄附がありましたので、それに伴い補正するものであります。

初めに、歳入からご説明申し上げます。8ページ、9ページをお開きいただきます。6款1項1目寄附金でございます。補正額が150万円ございまして、一般の寄附ございまして、鳥の海ふれあい市場協同組合から150万円でございます。それで、計で150万円の増額となるわけでございます。

続きまして、歳出をご説明申し上げますので、10ページ、11ページをお開きいただきます。1款1項1目わたり温泉鳥の海管理運営費でございますけれども、補正額が70万円でございます。内訳といたしましては、役務費の広告掲載料で70万円でございます。この関係につきましては、寄附をいただく際におきまして組合からの申し入れ等もございまして、寄附金の半分くらいは広告掲載料としてお

使いたいというふうな、そのようなこともございましたので、今回70万円を広告掲載料といたしまして計上いたしてございます。

続きまして、2款1項1目基金積立費でございますが、補正額80万円でございます、わたり温泉島の海の運営基金積立金といたしまして80万円を計上させていただきます。

計150万円の増額でございます。

以上で説明を終わります。

議長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより、議案第50号 平成21年度わたり温泉島の海特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第50号 平成21年度わたり温泉島の海特別会計補正予算（第1号）の件は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第51号 宮城県市町村職員退職手当組合を組織する
地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村
職員退職手当組合同約の変更についてから

日程第17 議案第56号 宮城県市町村自治振興センターを組織する
地方公共団体の数の減少についてまで

議長（岩佐信一君） 日程第12、議案第51号 宮城県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村職員退職手当組合同約の変更についてから、日程第17、議案第56号 宮城県市町村自治振興センターを組織する地方

公共団体の数の減少についてまでの以上6件は、関連がありますので一括議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議長（岩佐信一君） 議案第51号から議案第56号について、当局からの提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（森 忠則君） それでは、議案第51号から第56号まで、一括してご説明申し上げます。

この案件につきましては、本年の8月31日をもって気仙沼市と本吉町が合併となります。組織する団体の数がそれぞれ一つないし二つ減るということで数の減少と、それから各団体においては規約の変更を伴うものもございます。それらの変更に伴って、それぞれの構成の団体の議会の議決を経るというふうな内容のものでございます。

読み上げたいと思います。

議案第51号 宮城県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村職員退職手当組合同規約の変更について

地方自治法第286条第1項の規定により、平成21年8月31日限り宮城県市町村職員退職手当組合から本吉町及び気仙沼地方衛生処理組合が脱退し、宮城県市町村職員退職手当組合同規約を別紙のとおり変更することについて、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

14ページをお開きください。別紙でございますが、宮城県市町村職員退職手当組合同規約の一部を変更する規約でございます。

宮城県市町村職員退職手当組合同規約の一部を次のように変更する。

第8条（見出しを含む）中「報酬」を「議員報酬」に改める。

第14条第7号を次のように改める。

7号 旧市町村の合併の特例に関する法律附則第2条第5項の規定により、なおその効力を有するものとされる同法第5条の6第1項に規定する地域自治区の区長及び市町村の合併の特例等に関する法律第24条第1項に規定する地域自治区の区長

別表第1中「本吉町」及び「気仙沼地方衛生処理組合」を削る。

別表第2第8区の項中「、本吉町」を削る。

附則 この規約は、平成21年9月1日から施行する。

- 2 本吉町及び気仙沼地方衛生処理組合が平成21年8月31日までに宮城県市町村職員退職手当組合に納付した負担金については、宮城県市町村職員退職手当組合負担金条例第6条第2項の規定により気仙沼市が承継する。

続きまして、議案第52号 宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合を組織する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合規約の変更についてでございます。地方自治法第286条第1項の規定により、平成21年8月31日限り宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合から本吉町が脱退し、宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合規約を別紙のとおり変更することについて、同法第290条の規定より議会の議決を求めるものでございます。

16ページ、規約でございます。宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合規約の一部を変更する規約。

宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合規約の一部を次のように変更する。

第5条第2項表市町村の欄中「、本吉町」を削る。

第10条中「報酬」を「議員報酬」に改める。

別表中「、本吉町」を削る。

附則、この規約は平成21年9月1日から施行する。

続きまして、17ページ。議案第53号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会を共同で設置する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の変更について。

地方自治法第252条の7第2項の規定により、平成21年8月31日限り宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会から本吉町及び気仙沼地方衛生処理組合が脱退し、宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約を別紙のとおり変更することについて、同条第3項において準用する同法第252条の2第3項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

18ページ、規約でございます。

宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の一部を変更する規約

宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の一部を次のように変更する。

別表第1中「、本吉町」及び「、気仙沼地方衛生処理組合」を削る。

附則、この規約は21年9月1日から施行する。

議案第54号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会を共同で設置する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の変更について。

地方自治法第252条の7第2項の規定により、平成21年8月31日限り宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会から本吉町及び気仙沼地方衛生処理組合が脱退し、宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約を別紙のとおり変更することについて、同条第3項において準用する同法第252条の2第3項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

20ページ、規約でございます。

宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の一部を変更する規約。

宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の一部を次のように変更する。

別表第1中「、本吉町」及び「、気仙沼地方衛生処理組合」を削る。

附則、この規約は平成21年9月1日から施行する。

議案第55号 宮城県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び宮城県後期高齢者医療広域連合規約の変更について。

地方自治法第291条の3第1項の規定により、平成21年8月31日限り宮城県後期高齢者医療広域連合から本吉町が脱退し、宮城県後期高齢者医療広域連合規約を別紙のとおり変更することについて、同法第291条の11の規定により議会の議決を求めるものでございます。

22ページ、規約でございます。

宮城県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約。

宮城県後期高齢者医療広域連合規約の一部を次のように変更する。

第7条第1項中「36人」を「35人」に改める。

附則、この規約は平成21年9月1日から施行する。

議案第56号 宮城県市町村自治振興センターを組織する地方公共団体の数の減少について。

地方自治法第286条第1項の規定により、平成21年8月31日限り宮城県市町村自治振興センターから本吉町を脱退させることについて、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

この団体につきましては、規約の変更はございません。以上です。

議長（岩佐信一君） 当局の説明が終わりました。

これより、議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

まず、議案第51号 宮城県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村職員退職手当組合規約の変更についての件について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） これより、議案第51号 宮城県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村職員退職手当組合規約の変更についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第51号 宮城県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村職員退職手当組合規約の変更についての件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第52号 宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合を組織する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合規約の変更についての件について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） これより、議案第52号 宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合を組織する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合規約の変更についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第52号 宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合を組織する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合規約の変更についての件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第53号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会を共同で設置する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の変更についての件について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） これより、議案第53号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会を共同で設置する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の変更についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第53号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会を共同で設置する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の変更についての件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第54号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会を共同で

設置する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の変更についての件について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） これより、議案第54号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会を共同で設置する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の変更についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第54号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会を共同で設置する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の変更についての件は原案のとおり可決されました。

議案第55号 宮城県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び宮城県後期高齢者医療広域連合規約の変更についての件について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） これより、議案第55号 宮城県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び宮城県後期高齢者医療広域連合規約の変更についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第55号 宮城県後期高齢者医

療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び宮城県後期高齢者医療広域連合規約の変更についての件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第56号 宮城県市町村自治振興センターを組織する地方公共団体の数の減少についての件について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより、議案第56号 宮城県市町村自治振興センターを組織する地方公共団体の数の減少についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第56号 宮城県市町村自治振興センターを組織する地方公共団体の数の減少についての件は、原案のとおり可決されました。

以上で、一括議題に係る質疑、討論、採決は終了いたしました。

日程第18 委員会の閉会中の継続調査申出について

議長（岩佐信一君） 日程第18、委員会の閉会中の継続調査申出についての件を議題といたします。

各常任委員会、議会運営委員会、議会広報調査特別委員会、常磐自動車道建設促進特別委員会及び議会活性化調査特別委員会の委員長から、会議規則第70条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査にすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

日程第19 委員会の閉会中の先進地調査申出について

議長（岩佐信一君） 日程第18、委員会の閉会中の先進地調査申出についての件を議題といたします。

議会運営委員会及び産業建設常任委員会の委員長から、会議規則第68条の規定により、お手もとに配付いたしました申請書のとおり、閉会中の先進地調査の申出があります。

お諮りいたします。各委員長から申出のとおり、これを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、委員長から申し出のとおり、これを承認することに決定いたしました。

以上をもって、本会議に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これをもって、平成21年6月第16回亘理町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでございました。

午後0時23分 閉会

上記会議の経過は、事務局長 佐藤 正 司の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亘理町議会議長 岩佐 信一

署名議員 宍戸 秀正

署名議員 安藤 美重子